

「標準作業書ガイドライン」(標準作業書
ガイドライン検討WG)に基づくひな型

標準作業書

(解体業)

〇〇自動車解体

平成〇〇年〇月〇日 制定

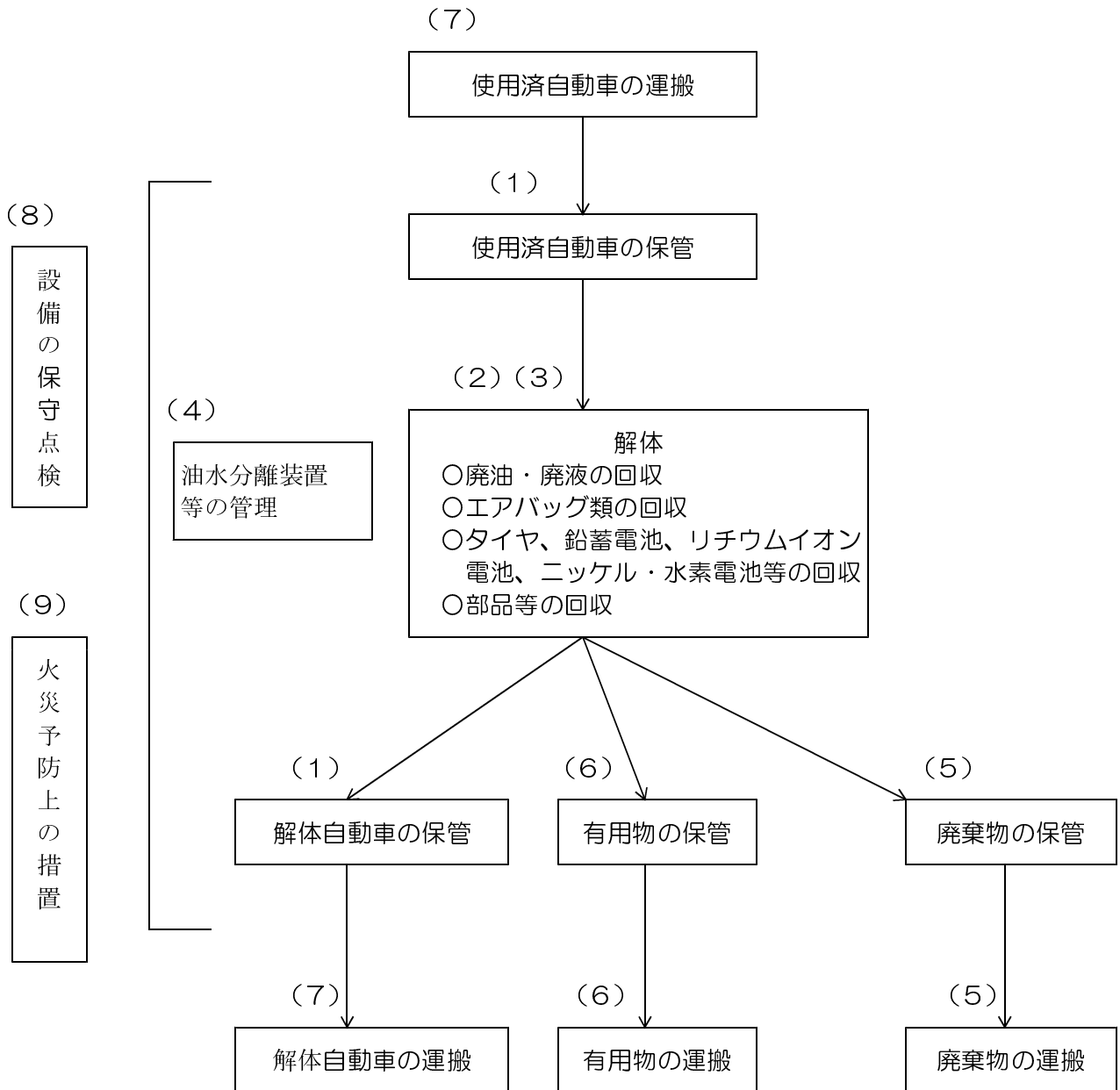
平成〇〇年〇月〇日 改訂

目 次

1. フローチャート（処理の流れ）	1
2. 事業場の配置図	2
3. 使用済自動車の運搬の方法	4
(1) 自社車両による運搬	
(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託	
4. 使用済み自動車の保管	4
(1) 保管場所の範囲の明確化	
(2) 保管の方法	
5. 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	5
(1) 廃油及び廃液の回収・保管の方法	
(2) 燃料（ガソリン、軽油）の回収・保管・処理の方法	
(3) 各種オイルの回収・保管・処理の方法	
(4) 冷却液（LLC）の回収と保管の方法	
(5) ウォッシュャー液の回収と保管の方法	
(6) 降雨前対策	
(7) 燃料等が漏出した際に講じる措置	
(8) 廃油及び廃液の処理	
(9) 回収機の維持管理	
6. 油水分離槽及びためます等の管理の方法	7
(1) 油水分離装置の管理	
(2) ためます等の管理	
7. 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法、解体に伴って生じる廃棄物の処理の方法、部品・材料その他有用なものの保管の方法	7
(1) バッテリー（鉛蓄電池）、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池の回収・保管	
(2) 廃タイヤの回収・保管・処理	
(3) エアバック類の回収・保管・処理	
(4) 有用部品等の回収と保管	
(5) その他	
(6) 一部の廃棄物を自ら処理する場合	
8. 解体業の用に供する施設の保守点検の方法	8
(1) 保守点検計画	
(2) 事故時の対応	
9. 火災予防上の措置	9
(1) 危険物への対応	
(2) 高圧ガス保安法への対応	
(3) 労働安全衛生法への対応	
(4) 緊急通報体制	
(5) 従業員への周知・教育・訓練	
10. 解体自動車の保管の方法	11
(1) 保管場所の範囲の明確化	
(2) 保管の方法	
11. 解体自動車の運搬の方法	11
(1) 自社車両による運搬	
(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託	

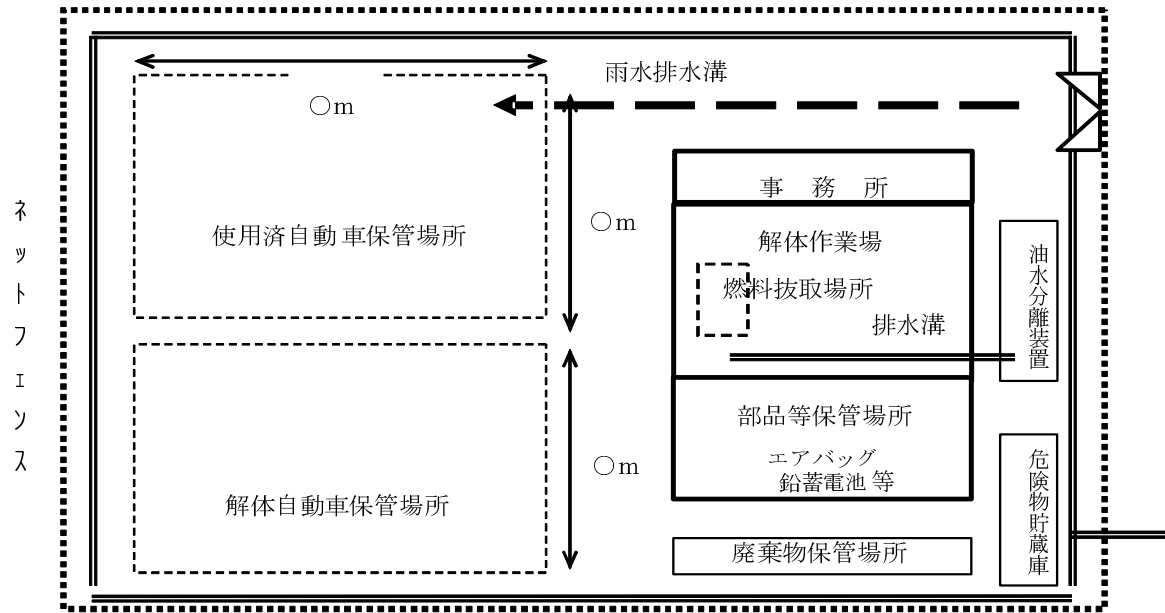
この標準作業書は、事業所内に常備し、従業員に周知を徹底するものとする。
外国人従業員についても、作業例を実際に示すなどにより、周知を徹底する。

1. フローチャート（処理の流れ）

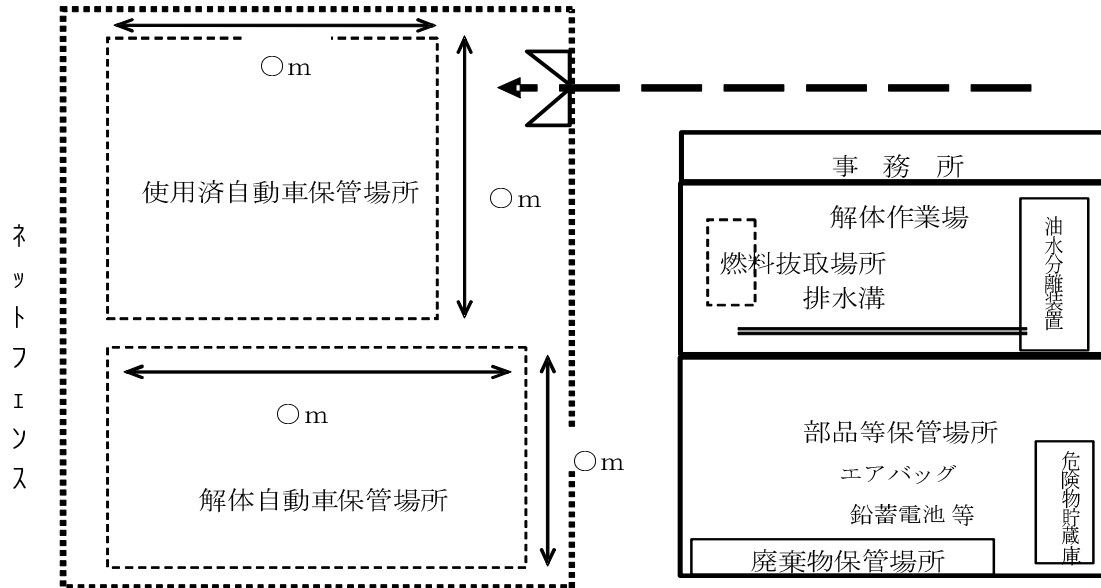


2. 事業場の配置図

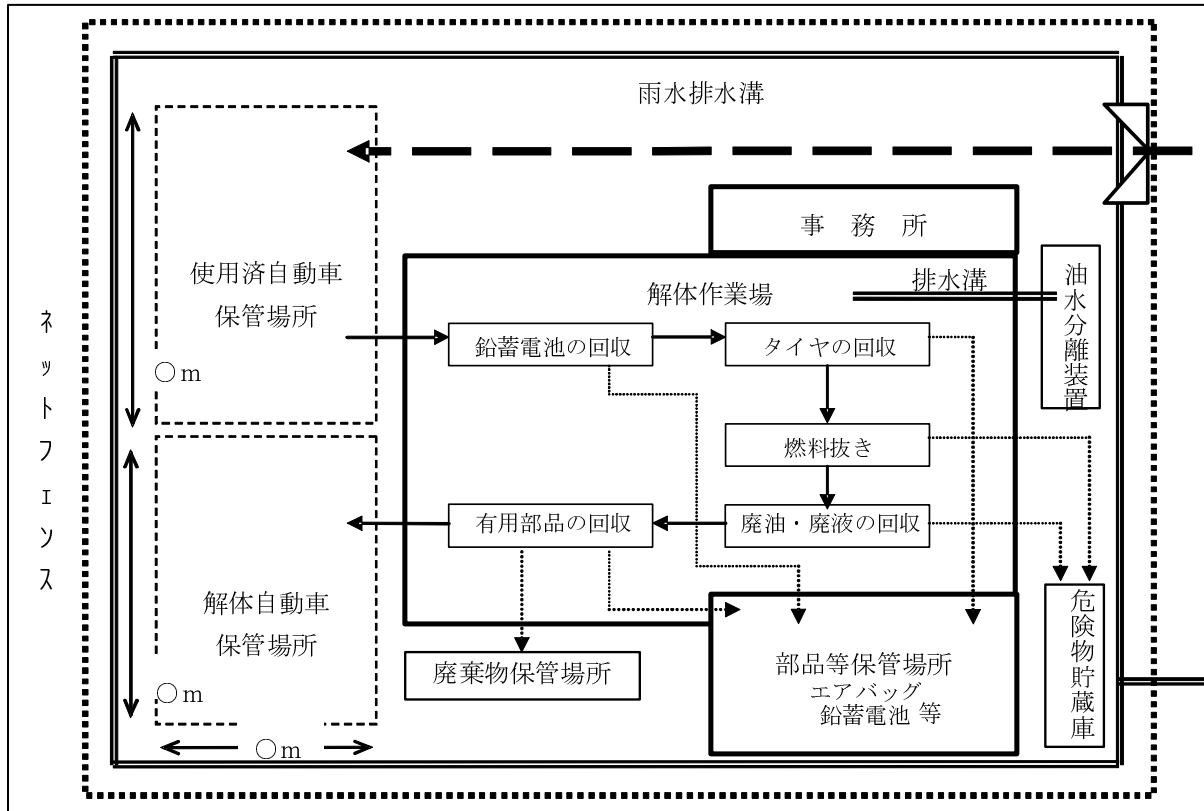
(例1) 同一敷地内で保管、解体作業を行う場合



(例2) 保管場所が別にある場合



(例3) 作業場内の工程も記載する場合



3. 使用済自動車の運搬の方法

(1) 自社車両による運搬

① 自社車両を使用し運搬する。使用車両は以下のとおり

使用車種	最大積載量	登録番号
セルフローダー	4 t	〇〇あ〇〇〇〇
セルフローダー	2 t	〇〇い〇〇〇〇
キャリアカー	4 t	〇〇う〇〇〇〇
平ボディ車	2 t	〇〇え〇〇〇〇
レッカー車	4 t	〇〇お〇〇〇〇

② 収集運搬基準の遵守

運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

使用済自動車の当社への運搬は、原則、自社の車両輸送車で行うこととするが、自社車両が何らかの理由で使用できない場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託することとする。

- ① 〇〇市からの運搬 (有)△△△金属 許可番号・・・・
- ② 〇〇市からの運搬 (株)☆☆自動車 許可番号・・・・

4. 使用済自動車の保管

(1) 保管場所の範囲の明確化

- ① 保管場所は、配置図に記載のとおり。
- ② 保管場所の四隅に目印となるカラーコーンを置いて、保管場所の範囲を明示する。
- ③ 保管場所の面積は〇〇m²

(2) 保管の方法

- ① 保管は、囲いから30cm離れた場所から行い、積み重ねる際は囲いから3m以内では2段積み高さ3mまで、その内側では3段積み高さ4.5mまでとする。
- ② 使用済自動車の最大保管量は〇〇台とする。
- ③ 積み重ねる場合は、それぞれの自動車の重心がほぼ重なるよう、整然と行う。

※ 使用済自動車保管場所の写真

<トラック等大型車を保管する場合>

平置きで保管する。

<床面が鉄筋コンクリート等でなく、廃油・廃液が漏出するおそれがある使用済自動車を保管する場合>

○ 保管場所には鉄筋コンクリートの床面や油水分離槽などは設けないが、老朽や事故車など、廃油・廃液の漏出するおそれがある車両は、直ちに解体作業場で液抜きを行い、保管場所での廃油・廃液が漏れないように適切に処置した上で保管する。

<床面の厚さが15cm以下の場合>

○ 保守点検を確実にを行い、ひび割れ等が見つかった場合は直ちに補修する。

○ 重機を用いる場合は、鉄板を敷く。

<使用済自動車を引き取ってその都度解体する場合>

○ 解体作業場において、直ちに解体するため、特段の保管場所は設けていない。保管は解体作業場のみで行う。

5. 廃油及び廃液の事業所からの流出の防止及び保管の方法

(1) 廃油及び廃液の回収・保管の方法

配置図参照

※ 作業場所、保管場所の写真

(2) 燃料（ガソリン、軽油）の回収・保管・処理の方法

① 燃料タンクのドレンボルトを緩め、燃料を抜き取る。

○ ドレンボルトがない車両は、燃料ポンプを外し、燃料を抜き取る。

○ 燃料ポンプを外せない車両は、タンクに穴を開けるかタンクを降ろし抜き取る。

② 燃料タンクから燃料が十分に抜けたことを確認し、ドレンボルトを締める。

③ 受け皿の燃料は、専用の回収缶に回収し、危険物保管場所にある最大保管量〇〇リットルの専用のドラム缶（タンク）に移し保管する。この際、ドラム缶（タンク）のフタを確実に締めたことを確認する。

④ ガソリンと軽油は別々に回収し、保管するドラム缶にはガソリン・軽油の表記を確実に行う。

⑤ 燃料が床面に飛散した場合には、直ちにウエスでふき取る。

⑥ 燃料は自社消費する。

※ 燃焼回収・保管の写真

(3) 各種オイルの回収・保管・処理の方法

① 車両の下に、廃油の飛散対策用受け皿及び回収容器を置く。

② 回収するオイルのドレンボルトを緩め、自然落下等によりオイルを抜き取る。パワーステアリングのオイルは、エンジンルームのオイルタンクから吸引装置を使い抜き取る。

③ オイルが十分に抜けたことを確認し、各ドレンボルトを締める。

○ 廃油・廃液が床面に漏出した場合は、ウエスで直ちに拭き取り、ウエスを専用のドラム缶で保管する。

(9) 回収機の維持管理

回収機にトラブルが発生した場合は工場責任者が納入業者〇〇社に連絡し速やかに復旧対策をとる。

6. 油水分離槽及びためます等の管理の方法

(1) 油水分離装置の管理

○ 槽の上には、物を置かない。

○ 各槽に吸着マットを浮かべ、浮遊油を除去する。

○ 毎日、各槽の蓋を開け、油膜の状況、槽のひび割れの状態をチェックする。

○ 最終槽に油膜が見られる場合には、全ての吸着マットを交換し、必要に応じてひしゃく等で廃油を専用のドラム缶に回収する。

○ 廃油、汚泥は、月に〇回引き抜き、産業廃棄物処理業の許可を持つ〇〇清掃（株）（許可番号・・・・）に処理を委託する。

(2) ためます等の管理

○ 1日の作業が終了した後、ためますに設置した燃料回収容器から専用のドラム缶に移しかえる。

※ 油水分離装置・ためます等の配置図、写真

7. 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法、解体に伴って生じる廃棄物の処理の方法、部品、材料その他有用なものの保管の方法

(1) バッテリー（鉛蓄電池）、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池の回収・保管
専用コンテナに入れ保管し、規定の数量に達したら業者（〇〇）を呼び、売却する。

※ バッテリー保管状況の写真

(2) 廃タイヤの回収・保管・処理

① 廃タイヤをインパクトレンチ等で取り外し、廃タイヤ保管場所で保管し、保管上限量に達した段階で産業廃棄物処理業者へ処理委託する。

○ 委託処理業者 収集運搬業者：〇〇有限公司、許可番号……………

中間処理業者：〇〇株式会社、許可番号……………

※ 廃タイヤ保管状況の写真

② 利用可能なタイヤについては、顧客等に販売する。

＜屋外に保管する場合＞

蚊の発生源とならないようシートで覆いをする。

(3) エアバッグ類の回収・保管・処理

＜回収の場合＞

○ すべてのエアバッグ類について、「引取基準」に従い、インフレーターを回収する。

<車上作動処理の場合>

- 自動車メーカーからの委託内容に沿って処理する。
- 車上作動処理は建物内で行い、音が漏れないように配慮する。
※①～③については、写真による代用でも可。

※ 車上展開の写真

(4) 有用部品等の回収と保管

- ① バンパー、ボンネット、室内パネル、シート、ライト、エンジン、ミッション、足回り等を手作業又はニブラ等の重機により取り外す。又は、部品購入の依頼があれば、当社の監督の下、顧客が取り外し販売する。
- ② 大型バス等の場合は、室内照明用蛍光灯を取り外し、産業廃棄物として適正に処理する。
- ③ 回収された有用部品は、専用コンテナ等に入れ、保管場所に搬送し保管する。注文に応じて販売するが、棚卸しでデッドストックとなった部品は、産業廃棄物として適正に処理する。
 - 委託処理業者 収集運搬業者：〇〇商会、許可番号・・・・・・・・
 - 中間処理業者：(有)〇〇、許可番号・・・・・・・・

※有用部品保管状況の写真

※ 床面が鉄筋コンクリート等でなく、屋根等もない場所に保管する場合

- 部品の開口部を締め、油類の漏出が起きないように措置する。
- 部品外部に付着している油類を十分に拭き取る。

(5) その他

- ① 車載用LPGボンベは取外し、処理業者に引渡す。
- ② 蛍光管は破損しないよう取外し、保管する。
 - 委託処理業者 収集運搬業者：〇〇商会、許可番号・・・・・・・・
 - 中間処理業者：(有)〇〇、許可番号・・・・・・・・

(6) 一部の廃棄物を自ら処理する場合

〇〇については、産業廃棄物処理基準に従い、自ら処理する。

8. 解体業の用に供する施設の保守点検の方法

(1) 保守点検計画

次のとおり、保守点検箇所・チェックポイント、頻度を定めた保守点検計画に基づき、保守点検を実施する。

区分	点検箇所・ポイント	点検時期	保守方法
1 囲い等	①破損の有無 ②施錠の適否	1回/月 毎日（作業終了時）	
2 床面	①ひび割れの有無 ②鉄板溶接部の隙間の有無 ③油膜の有無	毎日（始業時）	①直ちに補修 ②直ちに補修 ③直ちに除去
3 油水分離槽	①流末排水溝での油膜の有無 ②堆積物の量 ③降雨予想時の廃油の抜取り確認	①随時 ②1回/週（金曜日） ③降雨予想時ごと	
4 排水溝	①破損の有無 ②ごみ・異物の撤去	1回/週（金曜日）	①直ちに補修
5 ためます	①破損の有無 ②貯留量の確認	1回/週（金曜日）	①直ちに補修 ②適宜汲み取る
6 保管場所 解体作業場 油抜取場所	①油・液の漏れの有無 ②ボウフラの発生の有無 ③屋根、覆い、囲い、屋根壁等の破損の有無	①毎日（終業時） ②1回/2週（第2・第4月曜日）（5～9月期） ③1回/月（第2月曜日）	①直ちに除去 ②薬剤散布 ③直ちに応急修理後、必要に応じて本格補修

(2) 事故時の対応

廃油・廃液の場外への流出を確認した場合は、直ちに作業を中止し、関係行政機関に通報するとともに、土嚢等により流出箇所を閉鎖し、流出廃油等の拡散を防ぐため、オガクズ、ウエス、オイルマットにより、流出廃油等を回収する。
連絡体制については「9. 火災予防上の措置」の体制図を準用する。

9. 火災予防上の措置

(1) 危険物への対応

① 回収した燃料等（ガソリン、軽油、廃油）は消防法、市町村火災予防条例に従い、貯蔵・取扱いを行う。

② 管理者の選任

危険物の取扱いに関する管理者を選任する。

危険物保安監督者：○○○○○

危険物管理責任者：○○○○○（いずれかを記入）

③ 消火器の設置場所、本数等

別図のとおり（消火設備の配置図を添付）

※ 消火器の設置状況の写真

④ 危険物の貯蔵・取扱い

自動車の解体作業では、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行なう。

(2) 高圧ガス保安法への対応

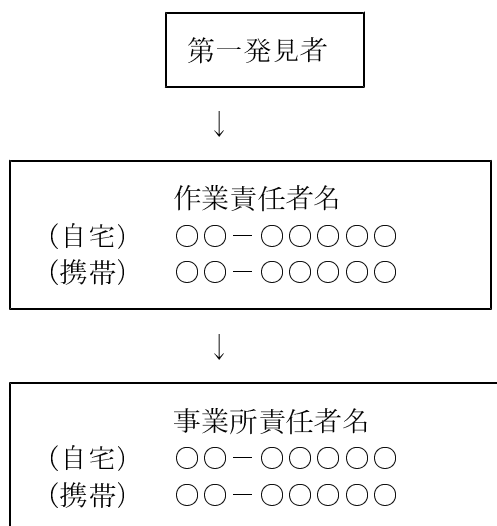
アセチレン等可燃性ガスと酸素を使用して溶接・溶断作業を行う場合は、高圧ガス保安法の「貯蔵方法の技術上の基準」及び「その他消費の技術上の基準」に従って貯蔵・消費を行う。

- (3) 労働安全衛生法への対応
アセチレン溶接装置等を使用して溶断する場合

作業主任者：〇〇〇〇

- (4) 緊急通報体制
火災等の事故の発生時に備え、連絡先を記載した連絡通報体制図を作業所及び事務所の見やすい場所に掲げる。
また、警察、消防、労働基準監督署等に連絡する。

(例) 緊急連絡体制図
(電話番号を記載する)



- (5) 従業員への周知・教育・訓練
- ① 危険物の取扱、高圧ガスの取扱等について従業員全員が理解・実践できるよう年〇〇回、周知・教育を実施する。
緊急時における措置について年1回（9月）訓練を行う。
 - ② 周知・教育項目
 - ガソリン、軽油等危険物に関する基礎知識と取扱い
 - アセチレン、酸素等高圧ガスに関する基礎知識と取扱い
 - 危険物施設、高圧ガス施設の運転・操作方法
 - 消火器等消火設備の取扱方法
 - 緊急時（火災時）の対応方法

10. 解体自動車の保管の方法

(1) 保管場所の範囲の明確化

- ① 保管場所は、配置図に記載のとおり。
- ② 保管場所の四隅に目印となるカラーコーンを置いて、保管場所の範囲を明示する。
- ③ 保管場所の面積は〇〇m²

(2) 保管の方法

- ① 圧縮していない解体自動車を保管する場合は、囲いから30cm離れた場所から行き、積み重ねる際は囲いから3m以内では2段積み3mまで、その内側では3段積み4.5mまでとする。
- ② 圧縮後の解体自動車については、50%勾配以内にて積み上げ、最大高さは0mとする。
- ③ 解体自動車の最大保管量は〇〇台とする。

※ 解体自動車保管場所の写真

<トラック等大型車を保管する場合>

平置きで保管する。

11. 解体自動車の運搬の方法

(1) 自社車両による運搬

解体自動車の運搬車両への積み降ろしは、フォークリフトにより行き、当社事業場及び破碎事業者の保管場所の床面を破損させないように留意して行う。

運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

解体自動車の当社からの運搬は、原則、自社の車両輸送車で行うこととするが、車検、修理その他の事由で委託する場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託することとする。

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ① 〇〇市からの運搬 | (有)△△△金属 | 許可番号…………… |
| ② □□市からの運搬 | (株)☆☆自動車 | 許可番号…………… |